

田 福 祉 第 3 4 3 号
平成 2 3 年 7 月 2 9 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

田尻町長 金田 通

2011年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平成 2 3 年 6 月 2 7 日付けで要請のありました標記については、下記のとおりです。

記

1. 行政のあり方について

(ア) 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

(回答)

東日本大震災被災自治体への支援につきましては、義援金として町より350万円を日本赤十字社を通じて被災地へ送金し、併せて公共施設等へ支援募金箱を設置し、募金の協力を募りました。

また、被災地から要請のあった受け入れ可能な物資を大阪府及び府内市町村が協力連携し、搬送しました。（本町からは、消毒液やマスクを提供）

職員派遣につきましては、4月1日から4月6日まで職員1名を陸前高田市へ派遣し、物資等の搬出や搬送、整理などの業務を行いました。今後の職員派遣につきましては、被災地からの要請に基づき、大阪府及び府内市町村

と調整し、その都度検討してまいります。

避難者支援につきましては、町営住宅に1世帯（2名）受け入れております。生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態は個人情報ですので明かせません。

(イ)住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規(非常勤・嘱託・アルバイト・パート等)ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

(回答)

正規職員の定員につきましては、田尻町定員管理計画に基づき、適正な行政サービスの提供に支障を来すことのないよう、定期的な新規採用を含め、管理を行ってまいります。

また研修につきましては、これまでどおり非常勤嘱託員、臨時的任用職員に対しましても、必要性に応じて行ってまいりたいと考えております。

(ウ)大阪府からの権限移譲については、体制が整ってないもとの受託はせず拒否すること。

(回答)

本町においては、体制が整った項目についてのみ、住民生活の利便性の向上等を鑑みて権限移譲を受託しています。

なお、町単独で行うべき事務以外については、隣接市との広域連携により受入れるべきものも、住民サービスの低下を招くことなく事務を遂行するため、体制が整った項目についてのみ取り扱ってまいります。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今

年度の広報物の現物を当日お渡しください。)

(回答)

法定外繰入の拡充については、税の公平性の観点から、困難であると考えております。

減免制度については、これまでの基準を維持してまいりたいと考えております。

一部負担金減免制度については、近隣の状況等を踏まえ検討していくこととします。

- ② 資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付(留め置き)は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

(回答)

資格証明書の発行については、継続していく考えです。

高校生世代までの被保険者に対しましては、長期証を郵送により配布しております。

- ③ 国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

(回答)

運営協議会委員につきましては、公募による募集は行っておりませんが、保険に対する知識や町全体の総合的な見解を踏まえた意見をお持ちの方にお願ひしているところです。また、本町の運営協議会は、公開としております。

- ④ 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

特定健診は無料としており、集団検診とがん検診等は、同時受診ができる

ようにしております。

- ⑤ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

(回答)

保険料の賦課業務は広域連合、徴収業務は市町村で行います。従いまして、保険料の金額を変更するような独自の保険料の軽減は広域連合に権限があり、広域連合条例に基づいて行うものです。

特別の事情もなく滞納額が多い方には短期保険証を発行し、納付相談の機会を確保しています。資格証明書は、発行しておりません。

- ⑥ 大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4 つもの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

(回答)

広域化については、今後の動向を注視してまいりたい。国庫負担の増については、大阪府を通じて毎年国に対して要望しております。

3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。

(回答)

介護保険料については、介護給付費準備基金等を取り崩して、できるだけ引き上げ幅を小さくしたいと考えていますが、引き下げは困難な状況にあります。多段階化は、すでに導入しております。

- ② 国に対し介護保険料の年金天引き（特別徴収）の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること

(回答)

現在、町村長会等を通じて、調整交付金の交付割合増を要望しているところでは、

- ③ 介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること

(回答)

①のとおり取り崩す予定ですが、全額取り崩しは、次期保険料の大幅引き上げにつながるため、できるだけ避けたいと考えております。

- ④ 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

入所待機者解消に向け施設整備は必要と考えておりますが、町域のみで特別養護老人ホーム等を整備するだけの必要数がないため、圏域での整備調整を進める必要があります。

- ⑤ 国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。

(回答)

予防給付と生活支援サービスの総合化の実施は、考えておりません。

- ⑥ 介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減（補足給付）を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

(回答)

介護サービス利用料の軽減制度の改正にあたっては、できるだけ簡素で分かりやすい制度にしていきたいと考えています。

- ⑦ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができ

るようにすること

(回答)

本町では、ローカルルールは特に定めていません。

- ⑧「大阪版権限移譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。

(回答)

本町のように職員の少ない小規模自治体では、権限委譲を受けるのが困難な事務が多く、大阪府の支援が必要と考えています。

- ⑨「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定あたっては、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること

(回答)

65歳以上の高齢者全員を対象に日常生活圏域ニーズ調査を実施しており、日常生活圏域部会で調査結果の検討を行う予定です。

- ⑩ 状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。

(回答)

軽度に判定されるケースは2割程度ありますが、概ねご理解いただいています。どうしても納得していただけない場合は、町職員が再調査を行うようにしています。

4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。
(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください)。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。
- ③ 通院のための移送費の認定について、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。
- ④ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。
- ⑤ 自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。
- ⑥ 実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること

(回答)

本町の生活保護の実施体制につきましては、受付は、本町で行うものの、申請から決定までの業務は、大阪府岸和田子ども家庭センターで行っております。従いまして、上記のご要望につきましては、大阪府へお伝えします。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

(回答)

本町におきましては、平成23年7月1日より対象者を小学3年生年度末から中学3年生年度末まで拡充しております。

所得制限については、従来より設けておりません。

無料制度につきましては、大阪府内全ての市町村が一部負担金を導入しております。

独自の無料化は、医療機関の混乱、事務の煩雑等の課題がありますので、現在のところ予定はございません。

- ② 全国最低レベルの妊婦検診を全国平均（14回、85000円）なみの補助とすること。

(回答)

妊婦検診については、本町では、3,500円の14回、49,000円の補助を実施しております。現状は、平均値には達していません。

本町は、医療機関が極端に少なく、他市町に依存、または、相互乗り入れしている関係から、医療機関の混乱も考慮しつつ、他市町の補助額も参考にし、さらに、現行補助額は、国、府の補助金もあるなかでの金額設定であり、それら補助がなくなった場合、町単独でも継続・維持できる補助額を今後も模索していきたいと考えております。

- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。

(回答)

現在の田尻町就学援助制度の状況は次のとおりです。

1. 就学援助を受けることができるのは、前年中の総所得金額が、生活保護基準額以下の世帯です。
 2. 手続きは、田尻町教育委員会事務局 学事課で行っています。
 3. 奨励費の支給は、8月・12月・3月と年3回行っています。前年中の総所得金額を把握できるのが6月1日以降となっていることから、就学援助の認定決定は、7月中旬を目途に行っています。このことから、第1回支給月は、8月上旬ということになっています。
- なお、現行の制度を変更する予定はありません。

- ④ 全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

(回答)

中学校給食の完全実施については、従前より行っております。

- ⑤ 子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

（回答）

現在、無料で接種しております。

- ⑥ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。（懇談当日に配布ください）

（回答）

こどもに関する諸施策について、まとめたものではありません。

個々の制度案内のパンフレットがありますので、相談に応じて、必要な制度案内資料を配布しております。

6. 障害者施策について

- ① 障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

（回答）

本町においては、支給決定基準に関する要綱により運用しており、当該要綱は、一人ひとりの生活実態を充分考慮し、必要なサービスと支給量を判断するための基準であり、決定の際には、本人及び家族との面談により意見を聴取した上で判断しています。

- ② 大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

（回答）

身体障害者及び知的障害者の医療費の助成事業は、身体障害者及び知的障害者の健康の保持及び生活の安定に寄与することを目的として、条例により運用しています。

- ③ 指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府からうけるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託はせず拒否すること。

(回答)

本町においては、指定障害福祉サービスに関する認可等の権限移譲について、現在予定しているものではありません。